

今、求められる雇用管理のための実践研修

参加無料

～いきいき・やる気あふれる 職場をめざして！～

平成20年 **6**月**4**日 13:30～16:00 秋北ホテル 孔雀の間

対象者

事業主、人事労務担当者、
研修・教育・相談窓口担当者等

定員 30名

『改正パートタイム労働法について』

秋田労働局雇用均等室長
渡辺 安子

『パートタイマー均衡待遇推進助成金等について』

(財)21世紀職業財団秋田事務所長
佐々木 美枝子

パートタイム労働者の雇用改善のために！

平成20年4月から、パートタイム労働法が改正され、パートタイム労働者の待遇を通常の労働者と均衡のとれた待遇とするための措置や、通常の労働者への転換を推進するための措置を講ずることが、事業主に求められております。

改正法に沿った雇用管理が行われるよう、改正パートタイム労働法をわかりやすく説明いたします。

『対応を迫られる

セクシャルハラスメント防止に向けて』

～危機管理としての押さえと相談対応等～

(財)21世紀職業財団秋田事務所雇用管理アドバイザー
天野 博子

セクシャルハラスメント防止対策は充分ですか？

平成19年4月から、雇用機会均等法が改正され、職場におけるセクシャルハラスメントの防止対策や取り組みが措置義務へと変わり、企業は対応を求められています。

具体的な事例・裁判例等を参考にしながら、社内でのセクハラ防止の取り組みと相談窓口等相談対応を有効に機能させていくため、実践的に学んでいきます。

締切：5月30日(金)

主催：(財)21世紀職業財団秋田事務所

共催：秋田県北部テクノプラザ・秋田労働基準協会大館支部